

総務課からのお知らせ

平成27年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度（平成18年条例第9号）は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回の情報公開実施状況を公表することになっていきます。

平成27年度の情報公開実施状況を次のとおり公表いたします。

▼実施状況

- ・開示請求件数 1件
・開示決定件数 1件（一部開示決定を含む）

【問い合わせ】

東京都島嶼町村一部事務組合 総務課 庶務係 鈴木 03(3432)4961

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といっ

た相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

とき 6月10日（金）
場所 新島村住民センター
時間 午前10時～午後2時

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局 事業・研修課 03(3353)9191

平成28年度全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むため、昨年に引き続き、全国一斉「子どもの人権110番」の強化週間を実施することといたしました。

▼目的

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決

を図るため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施する。

▼実施日時

期間 平成28年6月27日（月）～7月3日（日）まで
時間 月～金 午前8時30分～午後7時まで
土・日 午前10時～午後5時まで

▼開設場所

東京法務局人権擁護部
電話番号 0120(007)110
電話相談担当者 人権擁護委員

東京都人権擁護委員連合会子ども人権委員会 法務局職員

東京都法務局人権擁護部
問い合わせ 東京法務局人権擁護部第二課 03(5213)1234

内線2512

企画調整室からのお知らせ

新島村地域力 向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

- ① 地域環境の向上
② 地域産業の振興
③ 文化の振興
④ 交流の促進
⑤ 人材の育成
⑥ 地域コミュニケーションづくり
⑦ その他地域の発展や活性化につながる事業

▼事業期間

原則1年間
▼補助の条件
① 島に住んでいる5人以上のグループ・団体
② 具体的な計画を持っていること

▼補助金額

補助対象経費の80%以内（上限50万円）
▼締切 なし（随時受付）
【申請・問い合わせ】
企画調整室 050204(内線203)

※平成28年4月1日より要綱の変更を行いましたので、ご注意ください。

用の一部を助成する「新島村定住化対策事業交付金」を新設しました。ぜひご利用ください。

▼対象事業

- ① 空き家の改修等
② 空き家の除却
③ 空き地の伐開
▼対象者
○ 村内空き家・空き地の所有者、または新島村空き家バンクから家屋または土地を購入または賃借した方。
○ 納付すべき村税などの滞納がない方。

▼対象物件

○ 新島村空き家バンクに登録されている物件、または登録されていた物件。
○ 交付金の申請年度内に改修などが完了する物件。

▼交付金の交付率

交付金額上限
【改修等】 交付率50%・上限100万円
【除却】 交付率50%・上限100万円
【伐開】 交付率50%・上限50万円

※その他、詳しくは新島村ホームページをご覧ください。役場交付金担当までお問い合わせください。

【申請・問い合わせ】

企画調整室 050204(内線203)

平成28年4月1日から、村内空き家を利用した移住・定住促進のための改修・除却・伐開費

新島村定住化対策 事業交付金

新島村地域力 向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

新島村定住化対策 事業交付金



■新島村空き家バンクへの物件登録について

村では、人口増による地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向（定期借家・管理等）にあった契約が可能になります。新島村の活性化のため、皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地（店舗・民宿も可）の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。

民生課からのお知らせ

■猫よけ機器の貸出をはじめました

飼い主のいない猫による糞害や、家屋侵入の相談が増えてきていることから、「新島村飼い主のいない猫対策事業」の一環として、無料で猫よけ機器の貸出しを始めました。

【貸出機器】

- ・超音波式（センサーが反応すると超音波を発生させる）
- ・スプリングラー式（センサーが反応すると水を出す）

【申込受付】

- ・役場民生課または各支所（平日8時30分～17時15分）

【貸出条件】

- ・台数に限りがあるため、先着順となります。
- ・貸出期間は最長1ヶ月間で、同一世帯への連続した貸出は行いません。
- ・機器を使用するための電池や水道代は個人負担になります
- ・誓約事項を守る方に貸出いたします。
- ・使用後は報告書を提出して頂きます。

【その他】

機器の効果を実感して、継続的な使用を希望される方は、ご

自身での購入をお願いいたします。

【猫を飼っている方へ】

- ・外で飼っていると、周辺の方々に迷惑をかけてしまう場合がありますので、室内で飼育するようになしてください。
- ・飼い猫が周りに迷惑をかけてしまったら、飼い主として誠意ある対応をしてください。

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243

■ハチに注意!!

新島や式根島では、民家の庭や軒先などの人間の出入りが多い場所、アシナガバチやスズメバチの巣が見つかる事が多くなっています。幸いにも、ハチに刺され重体に陥ったという情報はありません。

次の事に気をつけて、ハチの被害に遭わないようにしましょう。また、保護者の方は、お子様がハチやハチの巣に手を出さないよう注意してください。

◇ハチの活動は5月頃から11月頃までです。（特に秋になると巣が大きくなり、攻撃性が強くなります。）

◇一度でも巣を作られた場所は、また作られる可能性があるので注意してください。（前年

の巣をもう一度使う事はありませんが、同じ様な条件の場所に作ります。）

※なお、アシナガバチの巣は、ご自身での駆除をお願いいたします。

◇ヤブに入る時は白色系の服や帽子で素肌を隠してください。（ハチは黒っぽい色を認識し、優先的に攻撃してきます。）

※ただし、白い服を着れば100%安全という訳ではありません。

◇スズメバチを見つけたら、静かに立ち去る。（大きな音や動作、香水の匂いなども攻撃的になります。）

◇スズメバチに刺されたらすぐに診療所へ行く。（刺された部分を流水で洗い、すぐに診察を受けてください。）

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243



■身体障害者・知的障害者相談員について

平成28年4月より3名の方に

引き続き相談員をお願いいたします。任期は2年間です。

【身体障害者相談員】

・青沼 完治（本村二丁目）☎(5)0471

・小澤 美智子（本村二丁目）☎(5)0077

【業務内容】

- ①身体障害者の地域活動の推進
- ②身体障害者の更生援助に関する相談・指導
- ③身体障害者の更生援助について関係機関に対する協力
- ④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動

【知的障害者相談員】

・宮川 晶子（本村三丁目）☎(5)1091

【業務内容】

- ①知的障害者の家族における養育、生活などに関する相談、指導、助言
- ②知的障害者の施設入所、就労、就職などに関して関係機関への連絡
- ③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動

※障害のことで心配事などがありましたら、ご相談ください。

【問い合わせ】

民生課福祉介護係

☎(5)0243